

令和 2 年 2 月 6 日

一般社団法人日本経済団体連合会  
会長 中西 宏明 殿

一般社団法人日本人材派遣協会  
会長 水田 正道

一般社団法人日本生産技能労務協会  
会長 青木 秀登

改正労働者派遣法（同一労働同一賃金関係）の円滑な施行についてのご協力依頼

日頃から私ども二協会の運営並びに会員企業が行います労働者派遣事業の推進に多大のご理解、ご協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、いわゆる同一労働同一賃金を内容とする改正労働者派遣法がいよいよ本年 4 月 1 日の施行を迎えるまで残り 2 月不足となりました。

改正法においては、派遣元事業主は、「派遣先均等・均衡方式」（派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇の確保）、又は「労使協定方式」（賃金水準等一定の要件を満たす労使協定による待遇の確保）のいずれかの待遇決定方式により派遣労働者の公正な待遇を確保することが義務付けられております。

私ども二協会は、今回の法改正は、きわめて重要であると認識しており、会員企業に対し改正法の周知徹底や指導助言に努めておりますが、何といたっても、派遣労働者の公正な待遇の確保を実現させるためには、派遣先企業の十分なお理解とご協力がなければ適切に実施することができません。

改正法においても、このような観点から、第 26 条第 11 項において、「派遣先は、労働者派遣に関する料金（派遣料金）について、派遣元事業主が、派遣先均等・均衡方式の場合には均等・均衡待遇を確保し、又は労使協定方式の場合には労使協定に定める賃金水準等を確保できるように配慮しなければならない」旨規定されております。

つきましては、貴会におかれましては、このような実情をご勘案いただき、派遣労働者の公正な待遇の確保が適正に実現できるよう、貴会会員団体・企業に対して、改めて今回の改正法の趣旨の周知徹底に、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。